

令和8年度

# 宇美町教育振興基本計画

令和8年4月策定



宇美町教育委員会



# 宇美町町民憲章

宇美川のせせらぎのように  
澄んだ心を育てよう

三郡山の頂のように  
大きな愛でつつみ込もう

宇美八幡の大桶のように  
やさしさを伝える笑顔になろう

難所ヶ滝のツララのように  
高くそびえる志を持とう

大野城跡の石垣のように  
学びを重ね賢くなろう

令和四年三月制定

宇美町の花（ツクシジャクナゲ）



宇美町の木（くすの木）



学校教育課のページ



社会教育課のページ



こどもみらい課のページ



Instagram うみのまなび

# 目次

## 第1章 総論

### I 教育振興基本計画の策定にあたって

- 1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 教育振興基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育振興基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 教育振興基本計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### II グランドデザイン

- 1 教育振興基本計画の目標（上位目標）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 各階層の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 各論

### I 宇美のこどもを育む学校教育

#### 1 学びを支える教育環境の整備

- (1) 施策1 部活動の地域展開と時間外在校等時間の管理・・・・・・・・・・ 6
- (2) 施策2 学校施設及び研修体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 施策3 地域とともにある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 2 学校適応感を高める魅力ある学校づくり

- (1) 施策4 いじめ・不登校の未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 施策5 特別支援教育の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 施策6 まちへの愛着を育む道徳・人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

#### 3 未来を切り拓く学力・体力の向上

- (1) 施策7 学力・体力向上に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 施策8 新しい時代に対応した教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 施策9 読書活動の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

### II 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進

#### 1 うみで学び、ひとを育て、まちで生きる仕組みづくり

- (1) 施策1 学習機会の充実と学習成果を活かす環境整備・・・・・・・・・・ 14
- (2) 施策2 人権教育・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

#### 2 ひとつがつながり、支え合い、育むスポーツと文化の基盤づくり

- (1) 施策3 運動・スポーツ活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 施策4 芸術・文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

#### 3 学びと交流、知の拠点としての図書館づくり

- (1) 施策5 図書館を活用した学びの機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

### III こどもが健やかに成長できる子育て支援

#### 1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

- (1) 施策1 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援・・・・・・・・・・ 20
- (2) 施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 施策3 多様な教育・保育事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### 2 こども・若者まんなかまちづくり

- (1) 施策4 こども・若者の居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 施策5 こどもが意見表明しやすい環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

#### 3 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

- (1) 施策6 こどもの最善の利益を守る環境づくり・・・・・・・・・・ 23
- (2) 施策7 障がい児・医療的ケア児等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

# 第 1 章 総論

---



# I 教育振興基本計画の策定にあたって

## 1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨

宇美町教育委員会では教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づき「宇美町教育の基本指針」を定め、毎年度、当該指針に基づく具体的な数値目標を示した「宇美町教育施策要綱」を策定して、様々な取組を展開してきました。

そうした中、平成27年4月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』の施行に伴い、総合教育会議（首長と教育委員会で構成）において、地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本の方針を首長が定める「教育大綱」の策定が同法第1条の3で義務付けられました。

これにより、宇美町においては、平成27年12月に「宇美町教育大綱」を策定したことに伴い、宇美町教育委員会では、平成28年度から、従来の「宇美町教育施策要綱」を改め、宇美町教育大綱に連動する「宇美町教育振興基本計画」を策定して、本町教育委員会がめざす教育の姿と施策の展開の方向性を示します。

なお、令和2年1月に宇美町役場の行政組織機構改革の実施により、従来の「子育て支援課」が「こどもみらい課」と改称し、教育委員会に編入されました。こどもみらい課は「宇美町こども計画 うみっ子未来プラン」に基づき、子ども・子育て支援の充実に向けて取組を推進しており、学校教育課、社会教育課、こどもみらい課の3課が連携・協力を深め、施策の実現を図ります。

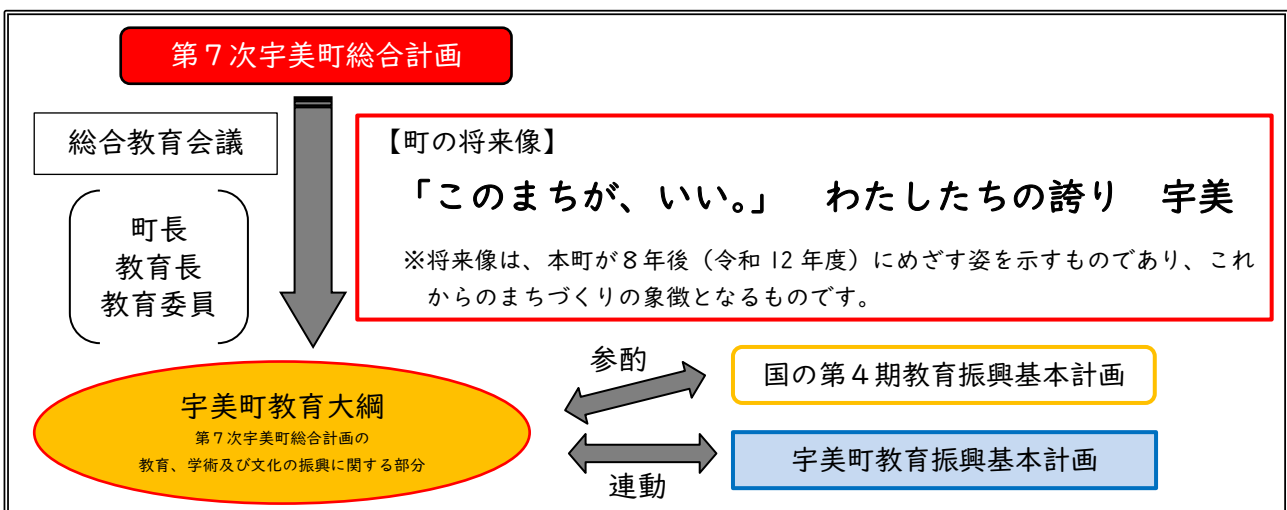
## 2 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

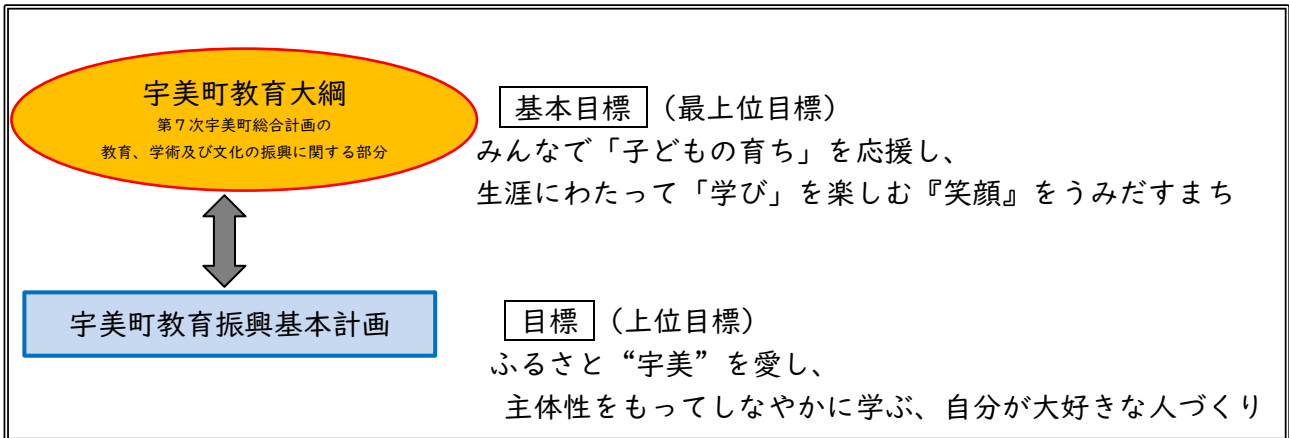
国では、平成25年6月に同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第1期教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）」が策定され、現在では、「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」に移行しています。

宇美町においては、令和5年3月に、「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美」を町の将来像として、令和5年度から8年間のめざすべき姿とこれを実現するための施策の方向性を示す「第7次宇美町総合計画」を策定しました。

なお、「宇美町教育大綱」については、第7次宇美町総合計画の教育、学術及び文化の振興に関する部分をもって「宇美町教育大綱」と位置付け、宇美町教育振興基本計画は、教育大綱に定める基本施策をより具体化する計画として策定しています。



第7次宇美町総合計画に掲げる六つの基本目標のうち、教育分野に関する基本目標を宇美町教育大綱における共通の基本目標とし、宇美町教育振興基本計画の推進により、「ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり」に邁進します。



### 3 教育振興基本計画の期間

教育振興基本計画の期間は、「宇美町教育大綱」と連動することを基本とします。宇美町教育大綱は、令和5年度から、第7次宇美町総合計画前期実践計画に移行することに伴い、令和5年3月に改訂されました。

よって、この教育振興基本計画は、教育大綱の計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間とし、計画期間中は、社会情勢等の変化を踏まえて見直し等を行い、毎年度策定することを基本とします。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
第7次宇美町総合計画	第7次宇美町総合計画 [R5~R12] 【上位計画】							
	前期実践計画 [R5~R8の4年間]				後期実践計画 [R9~R12の4年間]			
宇美町教育大綱 <small>第7次宇美町総合計画の 教育、学術及び文化の振興に関する部分</small>	宇美町教育大綱 [R5~R8の4年間]				宇美町教育大綱 [R9~R12の4年間]			
宇美町教育振興基本計画	宇美町教育振興基本計画 [基本的に毎年度策定]							

### 4 教育振興基本計画の進行管理と評価

教育振興基本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた指標を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、計画を効果的に推進するために、主な施策の具体的方策や取組指標、成果指標を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、点検・評価報告書を策定し、ホームページ等を活用して公表します。

また、指標を達成できなかった施策、指標の見直し等が必要な施策については、次年度の計画に反映させ、宇美町の教育施策の更なる充実に努めます。

## II グランドデザイン

### 1 教育振興基本計画の目標（上位目標）

**ふるさと“宇美”を愛し、  
主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり**

宇美町は、「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」を基本目標1に掲げた第7次総合計画に則り、各施策を進めていきます。

その方策として、まずは「子どもは、宇美町の宝」を基本理念に、こどもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを支援し、こどもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできるように“みんなで「子どもの育ち」を応援”し、町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援していきます。

また、こどもが楽しいと思える学びの場を提供するとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境を作り、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、“「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち”をめざすべく、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちづくりを推進していきます。

このような教育の目標の達成に向けて、学校教育においては、基礎的・基本的な学力をはじめ、数値や結果として把握しやすい「見えやすい学力」と、その土台となる心理的安全性や主体性など、数値や結果として把握しづらい「見えにくい学力」を包括した「確かな学力」、他者を思いやる心やふるさと“宇美”を愛する心などの「豊かな心」、たくましく未来を生き抜くための「健やかな体」など、“知・徳・体”を包括する「生きる力」の育成をめざします。

また、社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

さらに、子育て支援においては、本町に暮らす全てのこどもが、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

宇美町教育委員会は、このような教育の目標に基づきながら、また、小中連携教育の推進と地域とともにある学校づくりを主要な手立てとし、学校教育では、展望や希望、夢や志をもてる行きたい学校づくり、笑顔でふれあう会いたい仲間づくり、主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり、社会教育では、自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり、こどもみらい課では、安心してこどもを産み育てられるまちづくり、ひいては、「ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり」をめざします。



## 2 各階層の目標

山の頂をめざし、最上位目標である基本目標Ⅰを達成するため、次代を担うこどもがしなやかに主体性をもって未来を切り拓き、よりよい社会の形成者となれるよう、資質・能力を育成することが重要となります。

第7次宇美町総合計画（令和5-12年度）		
宇美町の将来像 <b>山の頂</b> ～「このまちが いい。」わたしたちの誇り 宇美～		
基本目標Ⅰ <b>最上位目標</b> みんなで「子どもの育ち」を応援し 生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち		
令和8年度 教育振興基本計画	令和7-11年度 こども計画	
<b>上位目標</b> ふるさと“宇美”を愛し、主体性をもってしなやかに学ぶ、自分が大好きな人づくり	<b>上位目標</b> 「未来」と「笑顔」をうみだす こどもまんなか まちづくり	
学校教育	社会教育	こどもみらい
<b>中位目標</b> 展望や希望、夢や志をもてる行きたい学校づくり 笑顔でふれあう会いたい仲間づくり 主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり	<b>中位目標</b> 自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり	<b>中位目標</b> こどもが健やかに成長できるまちづくり

学校の教育目標

**下位目標**

令和8年度の

重点目標



# I 宇美のこどもを育む学校教育の推進

展望や希望，夢や志をもてる行きたい学校づくり  
笑顔でふれあう会いたい仲間づくり  
主体的に自己実現を図る参加したい学びづくり



## 1 学びを支える教育環境の整備

### 施策1 部活動の地域展開と時間外在校等時間の管理

#### 具体的方策

##### (1) 部活動の地域展開

令和4年度以降、休日の部活動の段階的な地域展開の実現に向けて、県と連携してその積極的推進を図り、環境整備に取り組んでいます。

生徒が「やりたい」と考えるスポーツ活動や文化・芸術活動を実施できる環境を整備し、宇美町内の生徒の多様なニーズに合った活動に確実に速やかにアクセスできるよ

うにするとともに、学校の業務管理、健康確保措置を踏まえた部活動改革に取り組みます。休日の部活動について、地域クラブとしての活動を一層推進するとともに、平日も含め、定着させ地域展開をめざしていきます。

(2) 時間外在校等時間の管理

「宇美町立小・中学校業務量管理・健康確保措置実施計画」に沿って、教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進します。また、ノー部活動デイや学校閉庁日、定時退校日を確実に実施することで、教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を実施することができるようにします。

(3) 教職員の業務改善に向けた取組

教職員の長時間勤務是正に向けて、ICT等の活用による教職員の柔軟で効率的な業務改善を推進するために、校務の効率化を図る校務運営システムを導入します。

また、勤務時間外の電話対応等の負担軽減に資するための自動音声によるメッセージ対応やICカード等による勤務時間管理システムの導入等、環境の整備及び運用の促進に努めます。

また、町内研修会の内容及び実施方法を工夫し、必要最小限の研修会の実施に止めるとともに、教職員が主体的に研修に参加できるように支援を行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
部活動平日地域展開検討会議（仮称）の設置・開催 (年3回)	学校教育課	
出退勤システムの運用による 教職員の勤務実態把握と改善（全学校）	各 学 校	一ヶ月時間外在校等時間45時間以上の割合 各校で設定した目標値の達成
校務運営システムの運用や 自動音声によるメッセージ対応等 (全学校)	各 学 校	
10日以上の連続休暇計画的取得	各 学 校	全教職員の取得（100%）

## 施策2 学校施設及び研修体制の整備

### 具体的方策

(1) 計画的な施設改修

教育委員会と各学校とが「学校施設評価」を行うとともに、学校安全点検を計画的に実施し、宇美町立小・中学校「長寿命化計画」に沿って学校施設の安全性を確保していきます。空調、LED、ICT等の学びの環境や、安全で安心できる学校給食を提供できる環境の整備を進めていきます。

(2) 教職員のニーズに応じた個別研修と、不祥事防止の研修の実施

町内小・中学校の教職員に対して、学習指導や教育相談等に関する個別の相談に応じます。また、学校訪問における授業参観等を通して、教職員の個々のニーズや教育課題に応じた研修を推進します。教員の服務義務を確実に果たすために、「町校長会」、「町教頭会」及び「宇美町新規採用教職員等研修会」において、不祥事防止に関する研修を実施す

るとともに、全小・中学校において、「UMI コンプライアンスの日」を設定し、「教職員の不祥事防止に関する指針について」等の趣旨を踏まえ、服務規律の保持を図り、新たな不祥事の発生を防ぐための取組を推進します。

(3) 学校間及び関係諸機関との連携・協働

町内小・中学校間の連携を図り、教職員の人材育成を推進するとともに、教職員としての識見を広げる研修の充実を図ります。また、福岡教育大学や福岡教育事務所などの専門性の高い講師を招聘することを通して、教職員としての実践的指導力を高め、各学校の課題と児童生徒の実態に応じた学校力の向上をめざします。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校施設評価の実施(年1回)	学校教育課	施設等の不備による児童生徒の事故発生件数☞0件
学校安全点検の実施(毎月)	各 学 校	
不祥事防止等に関する研修会や啓発の場の設定(月1回以上)	各 学 校	不祥事発生件数☞0件
校外の教職員等を招聘して行う校内研修の実施(年2回以上)	各 学 校	教職員の職能に係る町内外の研修会(教育センター等)に1回以上参加した教職員の割合☞100%

## 施策3 地域とともにある学校づくり

### 具体的方策

(1) 学校と地域とが連携・協働した取組

町民の教育に対する関心と理解を深めるために、年3回の学校公開日を位置づけ、宇美町立小・中学校の特色ある教育活動を展開します。また、学校は「学力の向上」、家庭は「基本的生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら、互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。

(2) 小学校区コミュニティ運営協議会と学校運営協議会が連携した地域づくり・学校づくり

地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、小学校区コミュニティ運営協議会との連携を通じて、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。また、小学校区コミュニティと学校とが相互にパートナーとして連携・協働することを通して、登下校時の児童生徒の見守りや防災教育、福祉体験等の教育活動の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校教育推進協議会の実施(年2回)	学校教育課	全国学習状況調査児童生徒質問紙「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」肯定的回答の割合 ◎小学校 82.6% (R7) ☞県平均以上 ◎中学校 73.7% (R7) ☞県平均以上
学校運営協議会の実施(年3回以上)	各 学 校	
保護者参加型の規範意識育成に係る学習会の実施(年1回以上)	各 学 校	
土曜授業として、学校と地域が連携・協働して行う教育活動の計画及び実施(年3回)	各 学 校	

## 2 学校適応感を高める魅力ある学校づくり

### 施策4 いじめ・不登校の未然防止

#### 具体的方策

##### (1) 学びの多様化学校を核とした魅力ある学校づくり

学びの多様化学校を核にした魅力ある学校づくりに努め、「行きたい学校」「会いたい仲間」「参加した学び」を創造すべく、自ら選択した学びに喜びを味わい、成長を実感する生徒（R8重点目標）の育成をめざします。町教職員対象の「行きたい学校」づくり実践セミナーを通じて学びの多様化学校の取組や考え方を町内に広め、こどもが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

また、福岡アクション3を基に、不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細かくて継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、町内教育支援センター（くすのき教室及び校内教育支援センター）、教育相談室、SC、SSW及び各学校との連携を図ります。

さらに、校内委員会等においては、児童生徒の様々な悩みに対応できる相談体制を構築するとともに、心理的安全性や主体性などの非認知的能力を高め、いじめや不登校を生まない学級集団づくりや校内支援体制に対する指導助言を行い、取組の充実を図ります。

##### (2) いじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応

「いじめに関するアンケート」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（WEBQU）」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めます。また、「会いたい仲間」づくり研修会を実施し、WEBQUの結果に基づいた児童生徒支援についての理解を深めるとともに、WEBQUの即時性や情報の共有性などの強みを生かした適切な対応が行われるように、いじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。また、事案の初期対応方法について共有し、いじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応につなげます。

##### (3) こどもの命を守るための自殺予防教育

「福岡県自殺防止計画」に基づき、学校における体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等の活用を通して、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育をすすめます。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
児童生徒への生活アンケートの実施（毎月1回） WEBQUの実施（年2回）	各 学 校	いじめの認知件数のうち、いじめが解消 <sup>※1</sup> した件数の割合 ☞宇美町前年度の割合以上 R7宇美町（12月現在）：67.8% 【参考値】R6全国平均：76.1%
「会いたい仲間」づくり研修会の実施（年1回）	学校教育課	
各学校における各種研究会における関係諸機関の専門スタッフ活用回数（年2回以上）	各 学 校	不登校児童生徒数の割合 ☞宇美町前年度の割合以下 R7小学校（12月現在）：3.02% R7中学校（12月現在）：8.56% 【参考値】
自殺予防教育に係る授業の実施（年1回以上）	各 学 校	全国平均 R6小学校：2.3% R6中学校：6.79%

※1 いじめが「解消している」状態とは、①少なくとも3ヶ月間、いじめの行為が止んでいること、②被害を受けたこどもが心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消率は、（解消したいじめの総件数／発生したいじめの総件数）×100

## 施策5 特別支援教育の取組

### 具体的方策

#### (1) 特別支援教育に関する研修会の実施

共に学び、共に育ち、共に生きる教育の実現に向けて、「特別支援教育担当者研修会」を実施し、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進を図ります。また、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるように特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。

#### (2) 特別支援教育支援員の配置

各学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援を行います。

また、発達障がいを含む障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を高めるための研修会を実施し、個別支援の質的向上を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
特別支援教育担当者等研修会の実施（年2回）	学校教育課	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関（臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、医師等）と連携して個に応じた支援を行っている学校の割合 ☞100%
就学前保護者向け就学学習会の実施（年2回）	学校教育課	
校内特別支援教育委員会の実施（月1回以上）	各学校	

## 施策6 まちへの愛着を育む人権・道徳教育

### 具体的方策

#### (1) 郷土愛を育む教育

地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては、郷土に進んで貢献しようとするこどもを育成します。

#### (2) 自他を大切にすることこどもを育成する人権教育

SDGsの目標の1つに掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等を踏まえ、教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることこどもの育成をめざします。

#### (3) 道徳科や特別活動の授業の計画的実施

将来が予測困難な社会において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、こどもが日常生活における具体的な道徳的行為・習慣を学ぶ重要な機会とします。そのために、年35回の道徳科の授業を確実に実施します。

また、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割分担して協力して実践する力を養います。そのために、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定する場を設定し、自主的、実践的に取り組む力の育成をめざします。

さらに、「よりよい人間関係を形成しようとする態度」や「目標をもって諸問題を解決しようとする態度」などの道徳性を、集団活動を通して身に付けることができるように道徳教育と特別活動との関連を明確にして、カリキュラムマネジメントを行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町新規採用教職員等を対象とした町内文化財研修の実施（年1回）	学校教育課	
副読本「わたしたちの宇美」を活用した授業の実施（年1回以上）	各小学校	
すべての学年で人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」のいずれかを活用した授業の計画的実施 (年1回以上)	各学校	全国学習状況調査児童生徒質問紙「将来の夢や目標をもっていますか」肯定的回答の割合 ◎小学校 83.2% (R7) ☞県平均以上 ◎中学校 69.2% (R7) ☞県平均以上

### 3 未来を切り拓く学力・体力の向上

#### 施策7 学力・体力向上に向けた取組

##### 具体的方策

##### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

学習指導要領において整理された3つの資質・能力を各教科においてバランスよく育成することができるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を一層推進するとともに、児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「教師が指導する、教える」授業から脱却し、「こどもが主体的に学ぶ」授業へ転換します。そして、こどもの好きを育み、得意を伸ばす授業づくりを実現します。そのために、個に応じた学習支援の充実を図り、学習習慣や基礎学力の定着を図るとともに、宇美町立小中学校教職員全員研修会を契機として、学校観・支援観の転換を図ります。

さらに、学力向上プランを活用した検証改善サイクルを各学校独自に策定し、各種学力調査の問題分析・結果分析を行いながら、児童生徒の実態に応じた特色ある学力向上の取組を推進します。

##### (2) 小中連携教育の取組

小中9年間を通した学力向上策の充実に資するために、「学力の基盤づくり」、「学習環境等の整備」、「共通した学び方」の三つの視点に着目し、指導方法の具体的方法及び学び方等について研究する全員研修会を実施します。また、研修会での成果を自校及び中学校区ごとに統一した取組として具現化を図る小中連携教育をすすめます。そのために、例年実施してきた小中連携授業改善研修会の実施方法を見直し、主幹教諭及び学力向上 Co が中心となって、一人一人の教職員が主体となる研修への転換をめざします。

##### (3) ワンヘルス教育の取組

福岡県は、2020年12月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。また、宇美町においては、2022年3月に、本条例の基本方針を具現化する「福岡県行動計画」

に連携協力する議会決議がなされました。このことを受け、町内小・中学校においては、宇美町立学びの多様化学校ハピネス分校を核として、自然とのふれあいを通じて、ワンヘルスに係る活動や行動を学び・体験する教育活動を推進し、人と動物、環境の健康が相互に関連していることを理解し、それらの健康を守るための実践力を育みます。

(4) 「食べる力」＝「生きる力」を育む食育

学校における食育の推進においては、社会状況の変化を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科等、総合的な学習の時間において、積極的な食に関する指導の推進をめざします。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小・中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、学校と家庭とが連携して食育の充実を図ります。

(5) 体力・運動能力向上のための取組

体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくりの一環として、一校一取組を推進します。また、体育科及び保健体育科の授業をはじめとして健康教育に係る教科等の授業改善を図るとともに、積極的に運動に取り組むこどもを育てるための運動機会を増やします。

取組指標	取組の主体	成果指標
学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく校内研修の実施（年3回以上）	各 学 校	全国学力調査及び県学力調査における同一集団による経年比較（県標準化得点） ☞0.1ポイント以上の伸び
小中連携授業改善研修会の実施（年2回）	学校教育課 各 学 校	
宇美町養護教諭研修会の実施（毎月1回）	学校教育課	全国学習状況調査児童生徒質問紙 「朝食を毎日食べていますか」肯定的回答の割合 ◎小学校 91.2% (R7) ☞県平均以上 ◎中学校 87.2% (R7) ☞県平均以上
学校給食運営検討委員会の実施（年16回）	学校教育課	
弁当の日の実施（年3回）	各 学 校	
体力向上プラン1校1取組の実施（全校）	各 学 校	体力向上プランで各小・中学校が設定した成果指標を達成した学校の割合 ☞100%

## 施策8 新しい時代に対応した教育

### 具体的方策

(1) ICTを活用した教育活動

すべての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、ICTを効果的に活用し、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。また、児童生徒がICTを主体的に活用し、多様な情報を選択・活用しながら情報活用能力を高めることができるように、「情報教育担当者研修会」及び「ICT活用に関する校内研修」を実施し、ICT活用に係る教員の指導力の向上を図ります。「情報教育担当者研修会」においては、生成AI活用について最新の情報を共有する場面を設け、生成AIの積極的活用をめざします。

(2) 外国語教育に係る指導力の向上

児童生徒の豊かな語学力及びコミュニケーション能力等を育成するとともに、グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向けて、外国人講師であるALT

を全小・中学校に配置します。また、ALTを活用して、児童生徒の生きた外国語を学ぶ機会を提供し、小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科学習指導の質的向上を図り、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。

(3) キャリア発達を促す教育活動

総合的な学習の時間を柱として、日常生活や学習活動における様々な人との関わりや社会体験、自然体験活動等を通して、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を培うとともに、キャリア教育で育成すべき4つの基礎的・汎用的能力<sup>※</sup>の向上をめざします。 ※：「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」

取組指標	取組の主体	成果指標
ICTや生成AIの活用等に関する校内研修の実施 (年1回以上)	各 学 校	全国学習状況調査児童生徒質問紙「5年生(小)1、2年生(中)のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」週3回以上使用した回答の割合 ◎小学校 80.2% (R7) ☞県平均以上 ◎中学校 58.3% (R7) ☞県平均以上
小学校外国語活動・外国語科教育に係る校内研修の実施(年1回以上)	各 学 校 (小学校のみ)	
キャリア教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオ(キャリア・パスポート)の作成(全学年)	各 学 校	

## 施策9 読書活動の取組

### 具体的方策

(1) 図書館を使った調べる学習コンクールの実施

「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深め、読書活動の推進を図ります。また、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、任意で作品を募集します。この取組を通して、児童生徒が自ら考え、判断し、表現する力や様々な情報を整理したり、活用したりする力を育成します。

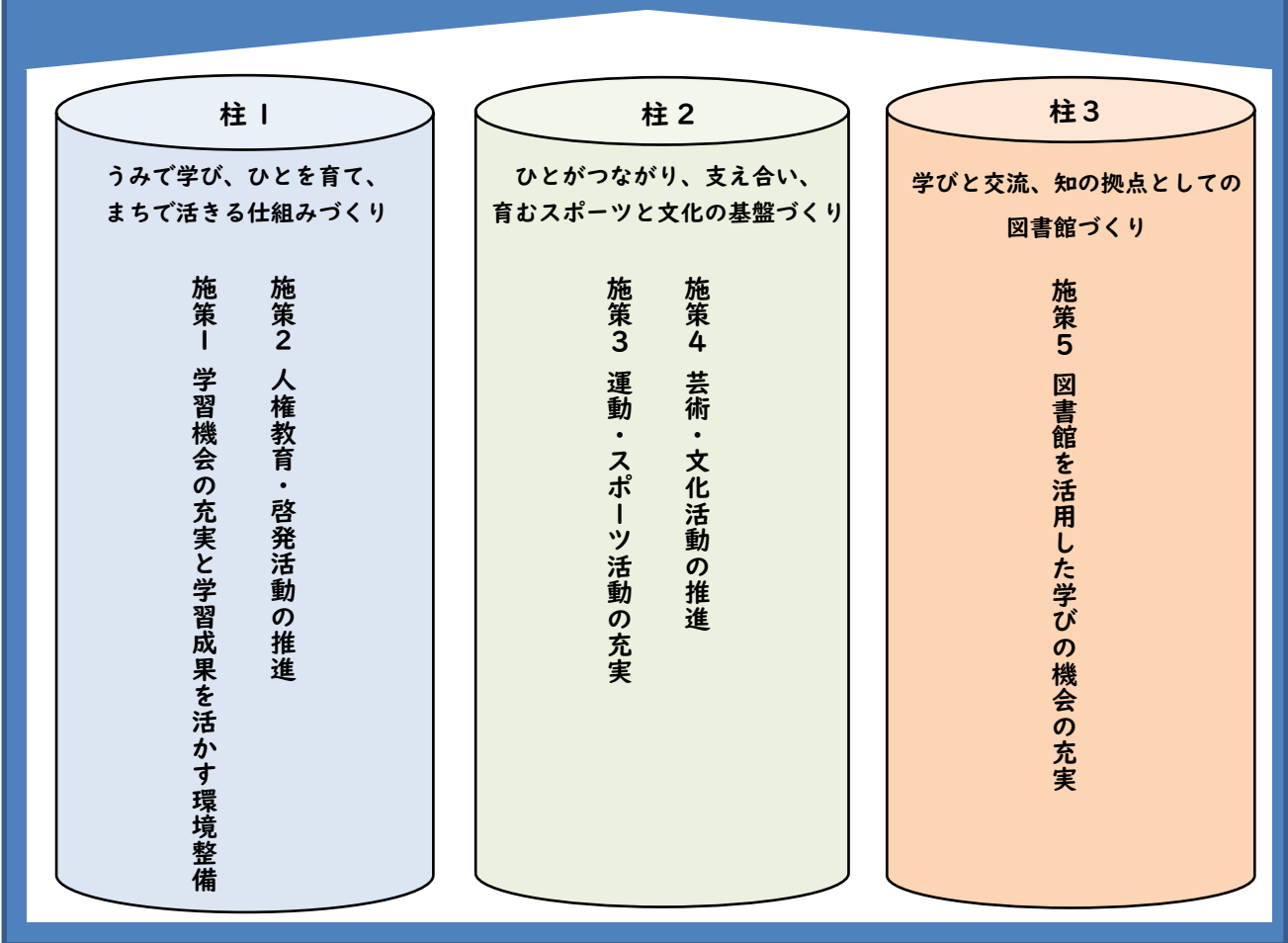
(2) 本に親しむことができる時間の設定

教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付け、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境を整備します。また、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えつつ、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人一人の読書習慣の定着を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
司書教諭・学校司書合同研修会の実施(年2回)	学校教育課	

## II 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進

### 自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり



### 1 うみで学び、ひとを育て、まちで生きる仕組みづくり

#### 施策1 学習機会の充実と学習成果を活かす環境整備

##### 具体的方策

##### (1) 多様な学習機会の提供

学習機会の提供を行っている既存の制度の見直しを行い、趣味・教養型の講座や学習成果活用型の講座を体系的に構成し、提供します。これにより、町民の多様な興味・関心を育み、主体的に学び続けることができる学習の機会の充実を図ります。

##### (2) 学習の成果を活かすことができる環境整備

改正教育基本法第3条において「生涯学習の理念」が規定され、また、社会教育法第3条において、地方公共団体の任務は、町民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援するとともに、その成果を活かし得る環境を醸成することとされています。

これらを踏まえ、社会教育行政の任務として、学習成果の活用を明確に位置付けることが必要です。

地域教育力の向上と生涯学習の推進のため、様々な知識や技能を持つ町民の人材発掘を進めるとともに、各種講座で育成した指導者を学校や地域団体等へ派遣し、学びの成果を地域で活かすことができる活動の支援に取り組みます。

### (3) 青少年の健全育成・未来人財の育成

青少年を育む意識の醸成を図り、「地域全体で子どもを育てる」という町の任務を明確化するため、地域、学校、PTA、関係団体等が連携して活動する体制を整備します。

また、世代や年齢を超えた交流の中での学習・体験活動を通して、子どもが地域の中で健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

社会課題を発見し、その解決に向けて意欲的に追究する力を育むとともに、語学力、異文化理解、コミュニケーション能力、主体性や協調性、価値創造力、社会貢献意識など、多様な資質・能力を備え、将来、地域や世界で活躍できる未来の人財の育成を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
中央公民館講座の体系化	社会教育課	教養型講座に加え、学習成果を地域で活かす視点で体系的な講座を企画し実施する。
地域学校協働活動の体制整備	社会教育課 各小中学校 校区コミュニティ 自治会等 保護者等	地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校運営協議会と連携する地域学校協働本部の設置に向けた体制の構築を進める。
中学生国際交流事業の実施 (事前研修9回、現地研修、事後研修4回、報告会)	社会教育課 学校教育課	参加者による成果発表(報告会)を通じて、国際理解、コミュニケーション能力及び主体性の向上等の視点から研修成果を確認する。

## 施策2 人権教育・啓発活動の推進

### 具体的方策

#### (1) 人権教育・啓発の環境づくり

同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等をめぐる様々な人権課題について、正しい理解と認識を深める取組を進めます。

町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない社会の実現に向け、関係機関・団体と連携し、人権教育・啓発の推進体制を整えます。

#### (2) 人権教育・啓発の機会の提供

児童生徒をはじめ、幅広い世代の町民を対象に、関係機関・団体と連携し、人権に関する講演会や啓発事業、学習機会を提供します。

また、広報・啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及・定着を図り、町民一人一人が日常生活の中で人権を尊重する行動につなげられるよう支援します。

### (3) 地域と連携した継続的な取組の実施

学校、地域、関係団体等と連携し、地域全体で人権意識を高める取組を進めます。継続的な学習や啓発の機会を確保することで、人権課題を主観的かつ主体的に捉え、互いの違いを認め合い、支え合う地域づくりを実現します。

取組指標	取組の主体	成果指標
人権啓発講演会の実施(年1回)	社会教育課 宇美町人権教育推進協議会	人権啓発講演会を実施し、受講者アンケートにおいて「理解が深まった」と回答した割合が80%以上。
学校・地域と連携した人権教育の実施(座談会、人権の花運動)	社会教育課 宇美町人権擁護委員 各小中学校	学校や地域、関係団体と連携した人権教育・啓発事業を実施し、児童生徒における人権意識の高揚を図るとともに、人権思想を育む。
広報・啓発活動の充実	社会教育課 宇美町人権教育推進協議会	広報媒体を活用した人権啓発を継続的に実施し、町民の人権課題への関心を「見える化」する。

## 2 ひとつがつながり、支え合い、育むスポーツと文化の基盤づくり

### 施策3 運動・スポーツ活動の充実

#### 具体的方策

##### (1) スポーツの機会の提供

町民の誰もが、それぞれの年齢や体力等に応じて、いつでも、どこでも運動・スポーツを楽しむことができる環境を整え、ライフステージに応じた運動・スポーツの普及・啓発に務めます。また、多様化する町民のニーズに合った運動・スポーツ関連情報の収集・発信やスポーツに参加・参画する機会の提供に努めます。

##### (2) スポーツ環境の整備

町民の誰もが、安全かつ、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行えるよう、身近なスポーツの場の確保を行います。また、町内スポーツ関係団体等と連携・協力し、指導者の育成、町内体育施設の適切な管理運営を行います。さらに、障がいのある人もない人もスポーツに親しむことでお互いを思いやることのできる意識の醸成を図ります。

##### (3) スポーツ活動の新たなアプローチ

地域の運動・スポーツ活動推進のため、従来の枠組みに捉われない住民参加型の大会の拡大や新しい分野でのスポーツ大会など、町民のニーズに合ったスポーツイベントの開催に取り組むことで、様々な人と人の交流による、地域のコミュニケーションの活性化を進めます。

また、国際大会等で活躍している宇美町出身のスポーツ選手等の応援や交流を通じて、運動・スポーツへの関心を高め、スポーツ活動へのきっかけづくりに取り組みます。

取組指標	取組の主体	成果指標
する・みる・ささえるスポーツ活動の実施	社会教育課 スポーツ関係団体	実施した割合（前年度比プラス）
スポーツ関係団体等への支援	社会教育課 スポーツ関係団体	団体への加入率（前年度比プラス）

### 施策4 芸術・文化活動の推進

#### 具体的方策

##### (1) 芸術・文化活動の普及・啓発

宇美町文化協会等と連携し、文化のつどいの開催をはじめ、毎年恒例のイベントとして定着している催事を継続して実施するとともに、新たな取組を通じて、より一層、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供します。

また、身近に芸術・文化を享受できるよう、地域における様々な芸術・文化活動に対する支援を関係団体と連携して取り組むとともに、芸術・文化活動に関する情報の収集・発信を行い、芸術・文化活動への関心を高め、参加促進に取り組めます。

## (2) 芸術・文化活動の環境づくり

芸術・文化を通じた地域の活性化を図るため、その歴史的経緯や、地域の風土に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承や風習などを踏まえ、人材育成や環境整備を進める必要があります。

関係団体等と連携を図りながら、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に取り組みます。

取組指標	取組の主体	成果指標
芸術文化に触れた機会の提供	社会教育課 芸術文化関係団体	体験した割合(前年度比プラス)
芸術文化振興事業への参加	社会教育課 芸術文化関係団体	参加した割合(前年度比プラス)

## 3 学びと交流、知の拠点としての図書館づくり

### 施策5 図書館を活用した学びの機会の充実

#### 具体的方策

#### (1) 図書館サービスの提供・読書活動の定着

図書資料及び電子書籍の計画的な整備・充実を図るとともに、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

あわせて、基本的なレファレンス機能の充実を図り、町民の学びを支える基盤としての図書館機能の向上に努めます。

#### (2) 図書館の環境整備

乳幼児期から学齢期、成人期までの発達段階に応じた読書、学習活動を支えるとともに、園・小中学校や関係機関との連携を強化し、町民の学びを日常的に支える知の拠点として機能充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
町民の学びを支える基盤としての図書館資料の整備	社会教育課	電子書籍の年間貸出件数が前年度よりも増加。(R7実績)
こどもの発達段階に応じた読書活動の実施	社会教育課	各家庭に読書の意義を啓発するため関係機関と連携した事業を企画し実施する。
知の拠点としての図書館機能の整備	社会教育課	町民の課題解決につながる視点で、事業を企画し実施する。

### Ⅲ こどもが健やかに成長できる子育て支援



#### 1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、こどもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期のこどもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的に提供するための人材育成や確保、多用な教育・保育事業の充実、地域で安心して子育てができるための一時預かり事業や乳児等通園支援事業、病児保育等の事業の充実、妊娠期や産前・産後、こどもの成長段階にあわせた保護者の心身の健康支援の推進、こどもの健やかな成長のための健康支援の充実を図り、安心してこどもが産み育てられるまちをめざします。

## 施策1 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

### 具体的方策

#### (1) こども家庭センターにおける相談機能及び支援体制強化

母子健康手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行います。妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実を図ります。

#### (2) 妊娠出産期の保健指導及び相談及びサポート

妊婦アンケートから既往歴や喫煙等の情報を活用し、安全な出産のための保健指導を行います。また、子育て応援アプリ「うみによん」等を活用し妊娠期からの継続的な支援のため妊産婦健診、歯科健診等の受診勧奨を図るなど支援体制を強化します。さらに、妊産婦が心身や歯の健康等についていつでも相談できるよう電話や窓口及び訪問による相談に加え「うみによん」を活用したアンケートや情報提供を行います。個別性をより一層重視した保健指導を行うため、予約制にする等相談体制を充実させます。

また、妊産婦応援事業のさらなる利用促進や環境整備に向け、実態把握に努め支援の充実強化を図ります。里帰り出産等における医療等関係機関との情報共有や連携体制の充実に努めます。

#### (3) 乳幼児期における健康診査と保健指導

乳幼児各時期において、保護者がこどもの成長発達を確認すると共に、こどもの実態や保護者の相談に対して適切な保健指導を行います。また、こどもの成長発達を促す生活リズムや栄養、むし歯の予防等について、保護者が自ら進んで学習できるような体制を整え、育てにくさや悩みを抱える母親へのフォロー体制を充実します。

乳児家庭全戸訪問事業では、保健師が概ね生後2か月までの乳児がいる家庭に訪問し、こどもの成長発達について保健指導を行います。また、乳幼児健診を乳幼児の健康の保持推進を目的とした、保護者の学習の場と捉え、各時期に応じた保健指導を行います。特に、5歳児健診は肥満等生活習慣病予防についての保健指導を行い、就学に向けた心身の準備を整える必要性を学んでいただきます。

#### (4) 生活習慣病一次予防に重点を置いた胎児期からの身体づくり

妊娠期（胎児期）から小児期まで一貫した生活習慣病予防に取り組みます。妊娠中の母親には、胎児の成長に必要な栄養について保健指導を行います。乳児期には、胃容量や消化能力を含めた成長発達に応じて乳児に必要な栄養に関する保護者のための学習機会を作ります。また、町内保育所等においては、食育の話や栽培・収穫等の体験を通してこどもが食の大切さを学ぶ機会を充実させ、保育所等から発行する給食だよりにより、必要な栄養や食の大切さに関する啓発強化に努めます。さらに、医療機関や学校と連携した小児生活習慣病予防連絡会での協議を基に、こどもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組や、健康増進につなぐよう努めます。

## 施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 具体的方策

#### (1) 子育て短期支援事業の実施

保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などで子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において一定期間、子どもを預かるこどもショートステイ事業を実施します。また保護者の方が子どもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業も併せて実施し、安心して子育てができる環境を整えます。

#### (2) 子育て支援センター機能の充実

未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向け講座の開催、発達心理学の専門家等による子育て相談の充実を進め、子育て支援団体への支援とあわせて相談体制機能を強化していきます。また、勤務等で平日利用できない親子に対して毎月1回、土日開館を実施し、子育て支援の充実を図ります。

次代の親を育成するという観点から、中学校、小学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、児童生徒や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。

#### (3) ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。事業の活性化及び利用促進を図るため、「おねがい会員」の随時登録を実施し、支援が必要な時に利用しやすい体制を整えます。あわせて、令和8年4月に事務所を働く婦人の家「し〜ず・うみ」へ移転し、開館日が第2・第4土曜日を除く土曜日にも拡大されることから、平日の来館が難しい住民に向けて事業の認知度向上と会員登録の促進に取り組みます。これにより、会員数及び活動数の増加に向けた取組を充実させます。

#### (4) 病児保育事業の継続実施

疾病により、保育所等での集団生活が困難な児童（小学校6年生まで）や保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を、宇美町・志免町・須恵町の3町共同で須恵町に所在する医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

## 施策3 多様な教育・保育事業の充実

### 具体的方策

#### (1) 幼児教育・保育の質の向上

保育所保育指針等に基づき、自己評価や計画的な研修等の参加により、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

#### (2) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育から小学校教育への移行が円滑に行われるよう、保育所等と小学校間で必要な情報共有や情報交換、学校見学や交流会を行い、連携強化を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
待機児童対策及び保育士確保	こどもみらい課	年度当初待機児童 0人
子育て情報の発信や保護者向け講座の開催による子育て支援センター機能の強化	こどもみらい課 子育て支援センター「ゆうゆう」	設置数 1か所 利用者数 7,500人
ファミリー・サポート・センター講習会の継続実施と会員数の維持継続(講習会実施回数 5回×2期)	こどもみらい課 ファミリー・サポート・センター	会員数 162人
妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及及び切れ目ない相談支援	こどもみらい課	妊婦の喫煙率 2.7%
妊産婦応援事業の充実及び電子クーポン化による利便性の向上	こどもみらい課	産後ケア事業の利用率 50.0%
乳幼児期における生活習慣の形成・定着	こどもみらい課	むし歯のない3歳児の割合 94.3%

## 2 こども・若者まんなかまちづくり

こどもまんなか社会とは、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会ビジョンであり、今後のこども政策の基本理念です。こどもや若者の権利が保障され、こどもや若者、子育てをする当事者の意見を政策に反映することで、健やかな成長を地域全体で後押しし、こどもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。

### 施策4 こども・若者の居場所づくり

#### 具体的方策

##### (1) 小学生の居場所づくりの推進

小学生が長期休業中に町内施設で、地域の人と一緒に楽しい体験活動に取り組める機会や、夏休みの宿題・勉強に取り組める場を提供します。これらの取組を通じて、同年齢だけでなく異年齢のこども同士が遊び、語り合い、学び合える交流が生まれるよう居場所づくりに努めます。

##### (2) 中・高生の居場所づくりの推進

中高生世代のこどもが気軽に立ち寄り、静かに勉強や読書に取り組める場や、友だちとの会話・ボードゲームなどを楽しめる交流の場を提供します。中高生世代が興味・関心を持つような取組や周知活動に力を入れるとともに、安心して過ごせる空間となるよう、居場所づくりに努めます。また、食事支援を実施するとともに、相談しやすい環境整備のため、コーディネーターを配置し、支援が必要なこどもを把握した場合は、こども家庭センターと連携をしながら、適切な対応を図ります。

## 施策5 こどもが意見表明しやすい環境整備

### 具体的方策

#### (1) こどもからの意見聴取・オンライン意見箱の活用

オンラインアンケート等の SNS を利用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行います。また、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してよいことを理解できるよう、子ども・子育て支援条例及びこども基本法とともに、こども・若者の意見表明についても、周知・啓発を行います。これらの取組は毎年度継続して実施し、こどもから聴取した意見を町の施策の企画・評価・見直しの参考として活用します。

取組指標	取組の主体	成果指標
小学生の居場所づくりの推進（年 14 回）	こどもみらい課	利用者数 270 名
中・高生の居場所づくりの推進（1 箇所）	こどもみらい課	利用者数 580 名
こどもからの意見聴取（年 1 回）	こどもみらい課	

## 3 こどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

こども・若者、子育てにやさしいまちづくりに向けた住民への啓発や小児医療の充実、障がい児・医療的ケア児の支援、こどもの貧困・虐待・ヤングケアラー・自殺対策等の権利擁護、こども・若者を犯罪・事故から守る環境づくり等を推進し、すべてのこどもと保護者の最善の利益を守るまちをめざします。

## 施策6 こどもの最善の利益を守る環境づくり

### 具体的方策

#### (1) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かく切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。

#### (2) こども家庭センターを中核とした支援体制の構築

虐待防止の取組を強化するため、こども家庭センターを令和 6 年 4 月に設置しました。母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、虐待の予防及び子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目のない対応を行います。母子保健事業における育児相談等を通じ、支援ニーズの把握を行い、虐待の早期発見と未然防止に努めます。また、こども家庭センターによる支援強化のため保育所等や幼稚園、小・中学校や地域の支援者、各関係団体とのよりよい連携体制の構築をめざします。

#### (3) ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築

家事や介護等を日常的に行っているヤングケアラーは、お手伝いとどの境界が曖昧であり、顕在化しづらい状況にあります。福祉・介護・医療における情報共有及び連携強化でヤングケアラーが疑われるこどもの早期把握を行い、負担軽減・解消のため様々なサービスの利用促進を図ります。また、小・中学校等でヤングケアラーの周知を行い、早期把握を図るための、こどもからの相談を受ける体制づくり、世帯全体を支援する体制づくりに努めます。

#### (4) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を子育てヘルパーが訪問し、その家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、虐待リスク等を軽減し、虐待の未然防止に努めます。

## 施策7 障がい児・医療的ケア児等への支援

### 具体的方策

#### (1) こども療育センターにおける適切な事業の実施及び巡回支援の実施

発達相談及び療育訓練を実施し、こどもの発達段階に応じた適切な時期に必要な療育を提供します。また、乳幼児健診等を通じて発達支援が必要なこどもを早期に把握し、相談から療育へ円滑につなげる体制を整えとともに、障がいの程度や個々の状況に応じた支援体制の充実に努めます。あわせて、こども療育センター「すくすく」の職員による保育所・幼稚園への巡回支援の実施を継続し、関係機関との連携を図ります。

#### (2) 医療的ケア児ガイドラインの策定に向けた関係機関との協議

保育所等における医療的ケア児受入れのためのガイドライン策定に向けた取組を進めます。また、必要に応じて障がいのある児童生徒や、医療的ケア児への支援体制の強化を行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
保育所・幼稚園巡回支援の継続 (11園)	こどもみらい課 こども療育センター「すくすく」	